

# 納税者権利憲章の制定を

**全青税**

全国青年税理士連盟

## 全国青年税理士連盟

全国の若手税理士等が納税者の権利を守るために積極的に意見発信している団体です。

私たち全国青年税理士連盟（以下「当連盟」）は、納税者の権利を明確にするために、納税者権利憲章の制定を求めています。

## 納税者権利憲章とは

国民は、納税者としての権利を憲法と法律で定めるところにより尊重、保障されなければなりません。納税者権利憲章とは、税務行政における適正手続等、国が納税者の権利を保障することを宣言した権利の憲章です。

※1975年にフランスで「税務調査における納税者憲章」が制定されてから、世界各国で納税者権利憲章の制定が進みました。

しかし、日本ではいまだに納税者権利憲章の制定が行われておりません。

## 当連盟では納税者は下記に掲げる全ての権利を有していると考えています。

※納税者にわかりやすい言葉で簡潔に記載しています。

### 【納税に関して納税者が持っている権利】

- ・税務署職員から丁寧な対応を受ける権利
- ・申告内容は正しく作成されたものと推定される権利
- ・法律で決められた税額を超える負担はしない権利

### 【税務調査に関する納税者の権利】

- ・税務調査があるときは事前に連絡を受ける権利
- ・連絡なく当日に税務調査が来たときは断ることができる権利
- ・税務調査の結果を書面で分かりやすく説明を受ける権利
- ・自分に不利益な処分について、説明を受け、意見を述べる権利

### 【不服申立に関する納税者の権利】

- ・不服申立の制度について分かりやすく説明を受ける権利
- ・差押えなどの手続きの流れや納税の緩和制度について説明を受ける権利
- ・差押えなどの前に税理士等の専門家に相談する権利

### 【税務行政に対する納税者の権利】

- ・憲法に基づく適正な手続きが守られる権利
- ・適正な手続きによらない情報提出を拒否できる権利
- ・過去の申告内容の問合せやコピーをすることができる権利

「納税者権利憲章の制定に向けて」の詳細はこちら →



（当連盟のHPへ遷移します）

## 当連盟は、納税者権利憲章の制定と共に、関係諸法令の改正（下線部の追記）も求めています。

### 税理士法第一条 税理士の使命

税理士は、納税者の権利を擁護し、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

2 税理士は、前項の使命に基づき、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえとともに、租税に関する制度の改善に努力しなければならない。

### 国税通則法第一条 目的

この法律は、納税者の権利利益を保護すること及び、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

全国青年税理士連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8 代々木第10 下田ビル 7F

Tel 03-3354-4162 URL <https://aozei.com/>

令和5年11月作成